

こども家庭センターについて

1 目的

改正児童福祉法により、母子保健と児童福祉の一体的運営により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置が努力義務化されたことに伴い、各関係課に「こども家庭センター」の機能を付与する。

2 背景

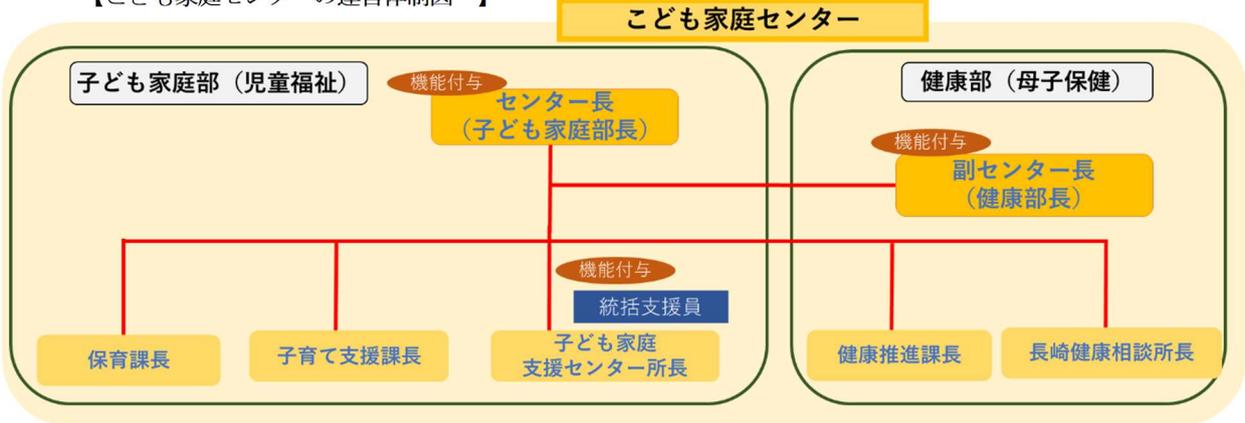
国は、母子保健と児童福祉の両部門がともに特定妊婦や要支援児童等を支援しているにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に課題が生じていることから、両機能を組織として一体的に運営することにより、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を図るために、新たな機関の設置を努力義務化した。

3 こども家庭センターの要件

- (1) 母子保健と児童福祉の機能の一体的運営。
- (2) 組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長を配置すること。
- (3) 双方の業務について俯瞰して判断することのできる統括支援員を置くこと。
- (4) 児童福祉と母子保健の業務を行うこと。
- (5) 当該施設の名称は「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一名称）を称すること。

○センター長は子ども家庭部長、統括支援員は子ども家庭支援センター所長に機能を付与し、併せて、副センター長を健康部長に機能付与することにより、母子保健と児童福祉の一体的運営、両部の円滑な連携を実現する。

【こども家庭センターの運営体制図】



4 こども家庭センターの機能について

- (1) 母子保健システムと児童福祉システムの共有
- (2) 一体的に行う事業について
 - 「ゆりかごとしま事業」「子育て世帯見守り訪問事業」など
- (3) こども家庭センター会議の実施
 - これまで実施してきた「こども家庭センター検討会」を「こども家庭センター会議」として、今後も定期的に実施し、一体的運営と円滑な連携を推進していく。